

委員 長 報 告 書

さる6月20日の本会議において、本委員会に付託された
議案第4号 橋本市子ども・子育て会議条例について
を審査するため、6月25日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いた
します。

記

議案第4号は、早ければ平成27年4月に本格施行される子ども・子育て
関連3法により幼児教育・保育・子育て支援の充実が図られることになるが、
市町村においては、法律の本格施行までに「子ども・子育て支援事業計画」
を策定する必要がある、また、計画の策定にあたり「子ども・子育て会議」
の設置が努力義務とされていることから、本会議を設置すべく必要な事項を
定めるものである。

委員から、子ども・子育て会議の委員構成について ただしがあり、委員
は15人以内で組織し、現時点では公募2人、幼稚園・保育園保護者代表各
1人、幼稚園・保育園経営者各1人、学識経験者1人、社会福祉・母子保健
団体の代表各1人、学童保育関係者1人、地域の子育て支援代表1人、発達
支援事業関係1人、市職員2人の構成を考えている との答弁がありました。

幼保一元化計画の2次計画は、子ども・子育て会議の答申を受けて策定さ
れることになるか とのただしがあり、認定こども園・幼稚園・保育園の定
員に関することについては、子ども・子育て会議の意見を聞くことになっ
ている。ただし、幼保一元化計画そのものについては、子ども・子育て会議の
所掌事務となっていないため、関連はあるものの会議に諮るかどうかは現時
点では未定である との答弁がありました。